

Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『マクロ・トータル・リターン・ファンド』 募集・設定について

追加型投信／内外／資産複合／特殊型(絶対収益追求型)

この度、三菱UFJ国際投信は『マクロ・トータル・リターン・ファンド』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類				属性区分					
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	資産複合	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)	絶対収益 追求型

*属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株式、債券、その他資産(デリバティブ取引))資産配分変更型)です。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

あなたの資産運用に、 一步進んだ運用手法を。

現在の投資環境は、株式や為替市場の値動きが激しく、方向感が見えづらいことに加え、欧州に続き日本においてもマイナス金利政策が導入されるなど、資産運用にとって難しい局面となっています。

こうした困難な投資環境における資産運用の一つの選択肢として考えられるのが、「特定の市場動向に左右されることなく収益の獲得をめざす」一步進んだ運用手法です。

今回私たちがご用意したのは、世界中の株式・債券・デリバティブ取引等の幅広い資産を投資対象とし、グローバルなマクロ環境を分析することにより収益機会を捉える運用戦略です。

刻々と変化する市場を的確に捉え、安定的に収益を獲得してきた実績を有するJ.P.モルガン・アセット・マネジメントが実質的な運用を担当いたします。

あなたの資産運用に新たな選択肢を。
一步進んだ運用手法をご提供いたします。

2016年5月

三菱UFJ国際投信

*グローバルなマクロ環境の分析を基に絶対収益を追求する運用手法を用いる公募投信が日本国内では稀であることから、本書においては「一步進んだ運用手法」と表示しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券およびデリバティブ取引等の幅広い資産を実質的な主要投資対象とし、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色
I

グローバルなマクロ環境に関する複数のテーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせて運用を行い、絶対収益の追求をめざします。

絶対収益追求とは

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざすことをいいます。
必ず収益を得られることを意味するものではありません。

- ◆ 外国投資法人である「JPモルガン・インベストメント・ファンズグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド」の投資信託証券「JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド(Iクラス) (円建て、円ヘッジ)」*1を主要投資対象とします。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。
*1 以下、Iクラスと記載することがあります。

- ◆ Iクラスへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券および通貨に係る取引を含むデリバティブ取引等の幅広い資産*2に投資を行います。また、ロング・ポジション(資産の買い持ち)、ショート・ポジション(資産の売り持ち)の両方を活用して機動的なポートフォリオの構築を行います。

*2 リート、コモディティ・インデックスおよび転換証券等を含みます。

- デリバティブ取引等を行うことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。

■ 外国投資法人の運用プロセス

✓ステップ1

マクロ投資テーマの選定

その時々のマクロ環境を分析することにより、投資に影響を与える複数のマクロ投資テーマを選定します。

✓ステップ2

効率的な個別投資戦略の決定

ステップ1で選定したマクロ投資テーマをもとに、株式、債券、通貨等の「買い」や「売り」の個別投資戦略を決定します。

投資戦略の決定においてはテーマとの関連性に加え、ファンダメンタルズや市場価格、市場動向などもあわせて検討します。

✓ステップ3

ポートフォリオの構築

個別投資戦略の評価に加えてポートフォリオにおける組み合わせの観点から精査し、全体のリスク量の低減をめざします。また、市場やマクロ環境におけるリスクシナリオを常に分析し、株式や債券などの資産について先行きが不透明と考えられる局面では、ショート・ポジション、通貨戦略、デリバティブ戦略などを積極的に活用した運用を行います。

※上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色
2

外国投資法人の運用は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントが行います。

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門です。長い歴史における数々の企業再編を経て、豊富な知識、経験、資源をグローバルに共有し、競争力のある情報と投資ノウハウを世界中のお客さまにご提供する世界最大級の資産運用グループです。

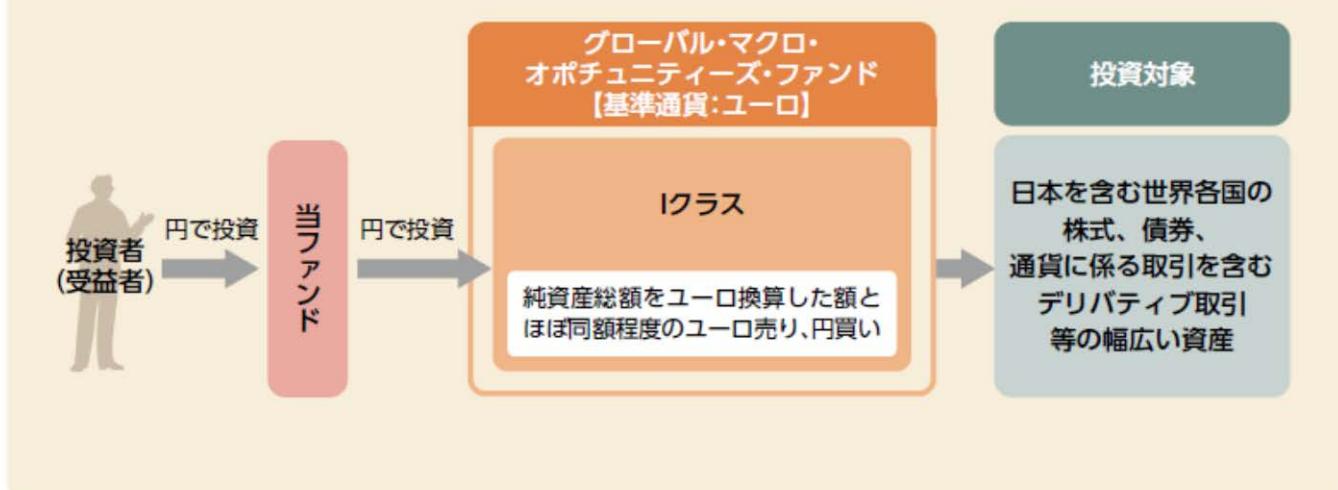
*J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

特色
3

原則として、為替取引を行うことで円に対するユーロの為替変動リスクの低減をはかります。

- 投資するIクラスにおいて、外国投資法人の実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り、円買いの為替取引を行うことで、円に対するユーロの為替変動リスクの低減をはかります。なお、外国投資法人の実質的な通貨配分における各通貨とユーロの間に発生する為替変動の影響を受けることになります。

<イメージ図>



特色4

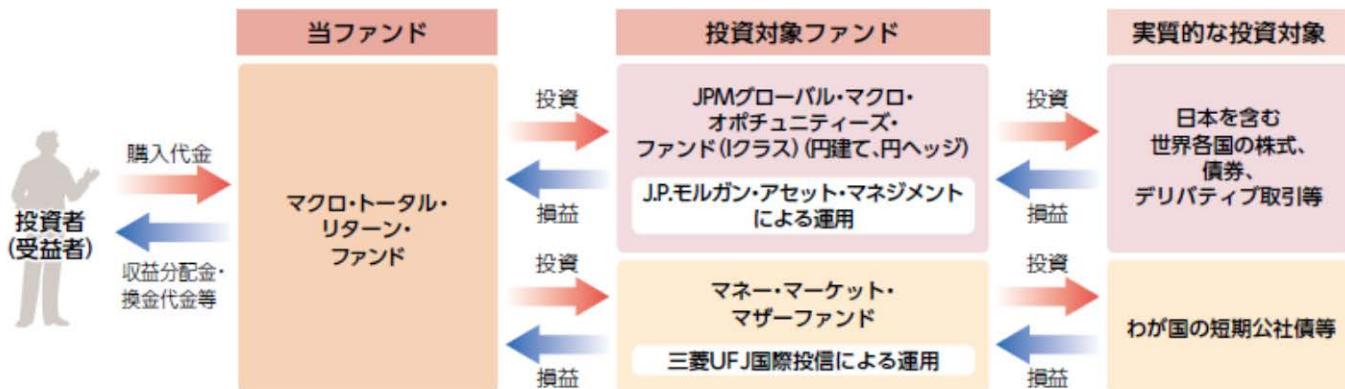
年2回の決算時(6・12月の各3日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2016年12月5日です。)

■ ファンドのしくみ

- ◆ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。

※ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

■ 主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項（投資対象とする投資信託証券の概要）

ファンド名	JPモルGAN・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドー ^(I) JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド(Iクラス)(円建て、円ヘッジ)
形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
投資運用会社	JPモルGAN・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 主として世界各国の株式、債券等に投資し、また通貨に係る取引を含むデリバティブ取引等も利用して、ベンチマーク(ICEユーロLIBOR1ヶ月指数(円ヘッジ後))を上回る投資成果をめざします。 グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行います。また、ロング・ポジション、ショート・ポジションの両方を活用して機動的なポートフォリオの構築を行います。 デリバティブ取引等を行うことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。 外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資するがあり、ユーロ以外の通貨建て資産については当該通貨売りユーロ買いの為替取引を行なうことがあります。また、(Iクラス)(円建て、円ヘッジ)においては、原則として(Iクラス)(円建て、円ヘッジ)の純資産総額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行い、円に対するユーロの為替変動リスクの低減をはかります。
主な投資対象	直接ないしデリバティブ取引等を通じて、世界各国の株式、債券等に投資します。 また、預金、短期金融資産、リート、コモディティ・インデックスおよび転換証券等へ投資を行うことがあります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 同一の発行体が発行する流動性証券への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 店頭デリバティブ取引のカウンターパーティーへのリスク・エクスポージャーは、原則として純資産総額の10%以内とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率0.71%以内
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2016年6月21日(予定)
決算日	毎年12月31日
分配方針	原則として分配を行いません。

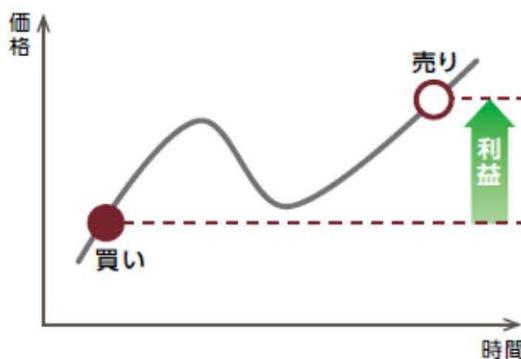
ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行なうことができます。 金利先渡取引は効率的な運用に資するため行なうことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月・11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

追加的記載事項 資産のロング・ポジション(買い持ち)、ショート・ポジション(売り持ち)について

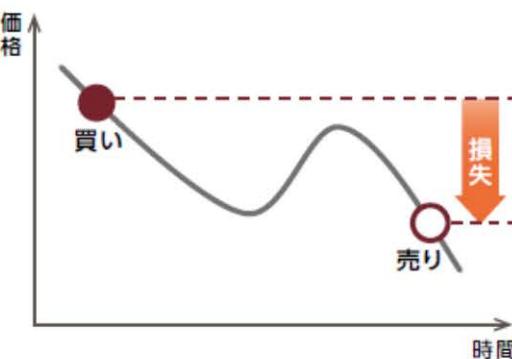
外国投資法人においては、資産のロング・ポジション(買い持ち)だけでなく、資産のショート・ポジション(売り持ち)を行う戦略をとります。

【ロング・ポジションの時】

価格上昇時=プラス・リターン



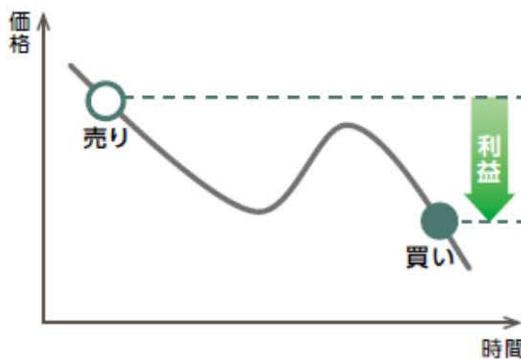
価格下落時=マイナス・リターン



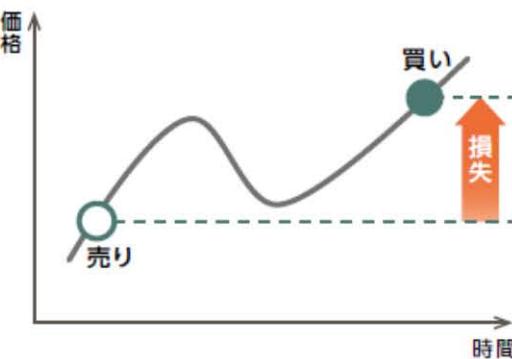
- 価格上昇時に利益を得るため、値上がりが期待できる資産を買い持ちすることを、「ロング・ポジション」と呼びます。
- ロング・ポジションでは、価格が下落した場合、下落分が損失となります。

【ショート・ポジションの時】

価格下落時=プラス・リターン



価格上昇時=マイナス・リターン



- 価格上昇時に利益を得るロング・ポジションに対して、価格下落時に利益を得ることができるのが「ショート・ポジション」です。
- ショート・ポジションでは、価格が上昇した場合、上昇分が損失となります。



ワンポイント!

あらかじめ売却(ショート)した資産を価格が下落した際に買い戻すことにより、利益を獲得します。

※上記はあくまでもイメージであり、必ずしもその通り行われるとは限りません。また、将来の投資成果をお約束するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

当ファンドは主要投資対象とする外国投資法人の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界各国の株式、債券、デリバティブ取引等の幅広い資産に投資します。株式、債券、リート等、当ファンドが実質的に組み入れる有価証券の価格は、その発行体を取り巻く経済環境や市場金利の変動の影響等を受けて変動します。株価は、その発行企業の業績や、業績に対する市場の見通し、その企業をとりまく経済状況や競争環境、その結果としての利益処分の見通しや財務状況の変化、あるいは一般的な株式市場全体の動向などの影響を受けて変動します。また、債券は、市場の金利変動の影響を受け、市場金利が上がると、債券価格は下がります。債券価格の変動幅は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。リートの価格は、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。コモディティの価格は、様々な要因(生産・需給関係や天候、政治情勢、為替、金利の変化など)の影響を受け大きく変動することがあり、その変動に合理的な分析や予測ができない場合があります。当ファンドはこれらの価格変動の影響を受けるため、組入株式や組入債券、組入リートや組入コモディティに関する証券等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

デリバティブ 取引等に 関するリスク

デリバティブ取引等は、金利変動、株価変動、コモディティの価格の変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。また、実質的な買い持ち(ロング・ポジション)または売り持ち(ショート・ポジション)が、特定の業種、市場、または通貨に集中したポジションとなることがあります。その結果、より広く分散投資されたファンドに比べて価格変動が激しくなることがあります。ロング・ポジションに係る資産価格の下落またはショート・ポジションの資産価格の上昇が生じた場合、基準価額の下落により投資元本を割込み、損失を被ることがあります。特に、ロング・ポジションに係る資産価格が下落する一方、ショート・ポジションに係る資産価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、株価変動、コモディティの価格の変動、為替変動等の影響が増幅される傾向があり、デリバティブ取引等に係る投資額を超えるような損失をもたらすことがあります。一般に、ショート・ポジションをとる資産やデリバティブ取引等には上値には限りがないことから、ショート・ポジションの損失が限定されないことがあります。また、ショート・ポジションに係る取引は規制変更の影響を受けやすく、変更により悪影響をうけることがあります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。また、当ファンドが投資する外国投資法人ではデリバティブ取引等を利用しますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際や、デリバティブ取引等を行おうとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

為替変動 リスク

当ファンドが投資する投資信託証券においては、外国投資法人での実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該投資信託証券の純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該投資信託証券は保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、実質的な通貨配分における各通貨とユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。例えば、当該投資信託証券が実質的に米ドル建資産を保有している場合には、米ドルとユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。なお、ユーロ売り、円買いの為替取引を行った場合、円金利がユーロの金利より低ければ、円とユーロとの金利差相当分の為替取引によるコストがかかるご注意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分の為替取引によるコストとならない場合があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

<投資対象ファンド(外国投資法人)の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS 指令)およびルクセンブルク金融監督委員会(CSSF)の規則や通達等に基づき信用リスクを管理します。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円 継続申込期間: 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・復活祭(Easter Day)に該当する日の翌日 ・12月24日、12月25日、12月26日 ・上記のほか、投資対象とする外国投資法人の投資信託証券の申込受付停止日 ただし、やむを得ない事情が発生した場合において委託会社の判断により、上記以外の日でも お申込みの受付を停止する場合や、上記に該当する日であってもお申込みを受付ける場合があります。 お申込不可日は販売会社にご確認ください。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初申込期間 2016年5月23日から2016年6月20日まで 継続申込期間 2016年6月21日から2017年8月31日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得および 換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や 資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による 市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を 中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、 市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
 その他	信託期間	2026年6月3日まで(2016年6月21日設定)
	線上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には 線上償還となります。
	決算日	毎年6・12月の3日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2016年12月5日
	収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に 掲載します。



手続・手数料等

	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知られている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。	

■ ファンドの費用・税金



投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限 3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率 1.2204% (税抜 年率 1.1300%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.40%</td> <td>当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.70%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.40%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.40%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等										
販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.03%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
投資対象ファンドの純資産総額に対して、 年率 0.71% 以内 (運用および管理等にかかる費用) ※マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。												
その他の費用・手数料	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して、 年率 1.9304% 程度 (税抜 年率 1.8400% 程度) ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率(上限値)です。										
		以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。										

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax



税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、2016年2月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度) およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で
非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等)
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等)

三菱UFJ国際投信株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 28 年 5 月 6 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上